嘉慶四（1799）年五月上諭訳注
―清朝嘉慶維新研究序説―

相原佳之
豊岡康史
村上正和
柳　静我
李　侑儒

はじめに

嘉慶四年（1799）正月初三日、乾隆帝が死去し、嘉慶帝の親政が始まった。嘉慶帝はそれまで政治の実権を握っていた和珅を排除し、次々と改革案を打ち出していった。これらの改革は、当時から「維新」と呼ばれ、アヘン戦争や太平天国戦争、列強の圧迫に直面する十九世紀清朝の政策基調の前提をかたちづくってゆくことになる[1]。

著者らは、この改革の初期の状況を明らかにするため、嘉慶帝が親政を始めた嘉慶四年の上諭を悉皆調査し、そのうえで月ごとに訳出し、注釈を付す作業を行ってきた。これまでにその成果として、「嘉慶研究序説（一）　嘉慶四年正月・二月の上諭」（『環日本海研究年報』第23号、2018）、「嘉慶四（1799）年三月上諭訳注　清朝嘉慶維新研究序説」（『信州大学人文科学論集』第 6 号、2019）を発表している。本稿はその続編として、嘉慶四年五月に出された上諭を選訳するものである。四月分については順次発表を予定している。また「嘉慶研究序説（一）」の補足として、『仁宗睿皇帝実録』巻38、嘉慶四年正月二十日の上諭を末尾に付している。

本研究に関する研究史整理については、「嘉慶研究序説（一）」において述べている。既にオープンアクセス化しており、重複を避けるため本稿では省略する。

底本には中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光両朝上諭檔』（広西師範大学出版社、2000）と、『仁宗睿皇帝実録』（中央研究院歴史語言研究所『清実録』DB）を用いた。「No.〇〇〇」と表記されているのが『嘉慶道光両朝上諭檔』所収の上諭である。

文中の【　】は嘉慶帝によって加筆・訂正された箇所である。「之」や「所」といった文章を整えるための修正や、意味の違いが生まれない微細な文言訂正については、省略している。（　）は訳者による補足である。また『仁宗睿皇帝実録』には白蓮教反乱の鎮圧に関す

1　豊岡康史「嘉慶維新（1799年）の再検討」（『信大史学』第40号、2016）。

る上諭が数多く収録されているが、本稿では紙幅の都合から割愛している。

・五月初一日

No.443

軍機大臣が直隷総督の胡季堂[2]に伝える。嘉慶四年五月初一日に命令を受けた。「胡季堂が、直隷を通過した際の広興[3]の状況について上奏し、朕は既に指示を与えた。広興が直隷にいた時、胡季堂の調査によれば、獲鹿地方で趙姓の家人が恐喝を行おうとして成功しなかった際にこの者にそそのかされて、用務を担当していた家人を罰として跪かせ、また該県の知県を面罵したけれども、他に騒ぎを起こしておらず、また車両を都合できなかった孔伝金を当該部に引き渡し審議の上処罰するよう求めたのは当然の対処である。ただし広興が山西を通過した際の諸々の勝手気ままな振る舞いはもってのほかであるので、広興には既に京師に戻るよう指示した。広興の年若くして気ままに振る舞い、家人の非行に気づかなかった罪を大目に見ることなどできようか。広興が京師に到着するのを待って、この趙姓の家人を取り調べて処置するように。この命令を通達せよ。」命令に従い通達する。

No.444

嘉慶四年五月初一日、内閣が命令を受けた。「胡季堂が、「獲鹿県の知県である孔伝金は当該県に軍事費が到着した際、すぐに十分な数の予備の車両を準備できなかった。引き継ぎに遅れはなかったとはいえ適切な対応ではないので、孔伝金を審議の上で処分されたい」と上奏した。孔伝金を吏部に引き渡し処分するように。」

・五月初二日

No.446

嘉慶四年五月初二日、内閣が命令を受けた。「これまで京察（在京官吏に対する評価制度）で一等に選ばれた宗人府の人員は、地方官として任命してこなかった。しかし本年には命令を下して、宗室であっても他の者と同様に六部で用いさせており、また吏部から、京察で一等に選ばれた宗室を地方で用いるかどうか、朕の判断を仰ぎたいと上奏があった。朕が思うに、宗室の者たちが今まで地方官に任用されなかったのは、宗室の身でありながら繰り返し朕に跪拝の礼を行って参謁するのは都合が悪く、国家としての体裁を考慮したためである。また彼らが宗室に連なることを鼻にかけて上司を軽んじるようになり、もし自制できない者

2　胡季堂（1729-1800）。河南省光州、光山県の人。雍正期に兵部右侍郎、礼部侍郎などを務めた胡煦の子。乾隆四十四年から嘉慶三年にかけての刑部尚書で、この頃は直隷総督の地位にあった。

3　（高佳）広興（？-1809）。満洲鑲黄旗人。乾隆前半に両江総督を長期にわたって務めた高晋の子。嘉慶帝に重用され総管内務府大臣を務めるが、失脚し処刑される。

が出てきて私利を図り罪を得た場合に、かえって対応が難しくなるのを憂慮したのである。以後、宗室の者たちに関しては前例に従い、地方官に任用する必要は無い。今回の道、府の官吏の推薦にあたっては、宗人府は推薦するに及ばない。」

No.447

嘉慶四年五月初二日、内閣が命令を受けた。「河川工事を行っている各省ではそれぞれ庁・汎に人員を設け、堤防修築を専ら担当させているため、地方官で河川管理の責任がない者は、もとより河川に関する業務のため派遣されるべきではない。しかし最近聞くところによれば、堤防修築や浚渫といった大規模な工事があると、多くは補佐という名目で知州や知県を動員しており、彼らに銀両を負担させている。さらに上司が負担すべき工事であっても、州、県に代わりに負担させており、それによって民に累を及ぼし、倉庫の穀物を流用し、地方官としての職責が疎かになっている。直隷、江南、山東、河南の各総督と巡撫、および河道総督らは、以上の悪習の禁止を広く知らしめるように。以後、河川工事に関しては、ただ佐雑官のみを派遣すべきであり、知州、知県を派遣して、弊害を広げてはならない。」

No.449

嘉慶四年五月初二日、内閣が命令を受けた。「各省の兵士の月給は元々家族を養うためのもので、少しでも差し引くことはできない。聞くところによれば、各営では派遣された時の旅費を兵士の月給から天引きしている。これは文官の養廉銀が差し引かれているのと似ている。文官の養廉銀は手厚いが、それでも天引きするものではない。ましてや兵士の月給など幾ばくかのものであるのに、無慈悲に天引きをして兵士の父母や妻子が飢え凍えて泣き叫んでいるのに、全力で操練に取り組ませようとしても、どうしてそれを実現できようか。また提督や総兵らが軍隊を視察する際も、兵士の月給の中から費用を差し引いている。兵士は家族を養うための金銭を無くし、中には他所で生計を立てるための技芸を習いに行く者もあり、操練は熟達せず、規律は弛んでしまい、決して小さな問題ではない。各総督、巡撫、提督、総兵に対し、以後は兵士を派遣する時の費用は、みな各営に留存している公金の中でまかなうことにし、月給から差し引いてあててはならない。あわせて接待などの私的な支出への流用も厳禁する。もしこの命令に対しうわべでは従い、陰で背くようなことが発覚したら、必ず厳しく処罰する。また各営で兵士を勝手に使役している弊害については、以前に歩軍統領衙門の各官が歩甲を私用していたことがあったので、各省にもこうしたことを禁じるよう通達した。また在京の都統などの役所で従者を務める馬甲に関しても、かつて二人を超えてはならないと命じた。現在、各省の提督、総兵以下の各官は、軍隊の兵を自分勝手に使役しており、甚だしい場合は職人にも食糧を支給しており、このために防衛訓練は実がなく、兵士もまた虚設となっている。あわせて各省の総督、巡撫、提督、総兵に調査のうえ厳しく禁じさせて、軍隊の綱紀粛正を図り、実態を明らかにせよ。【力を尽くして取り組むように】。」

No.450

嘉慶四年五月初二日、内閣が命令を受けた。「以前に養廉銀という費目を設けたのは、元々諸官員が公務における費用や日々の支出をまかなうためである。地方で官員を派遣する用務があった場合にそれを支出するための費目がなく、往々にして省全体の官員の養廉銀から差し引くことが検討されてきたため、日常の支出には余裕がなくなり、上司はこれを口実に属員から強制的に取り立てを行い、州県官はついに民衆からゆすり取っている。この弊害について朕は深く知っており、当然ながら厳禁し、吏治を清らかにして、官界を綱紀粛正すべきである。先日、松筠[4]がグルカ方面の軍事費を養廉銀から差し引くことを止めるように上奏してきたので、朕の意図を勒保と松筠に伝えておいた。各省の総督、巡撫に命じる。各省での公務については、もとより蓄えられている耗羨銀の中から支出することになっているのであるから、以前のように各官員の養廉銀から差し引くようなことは許さない。州や県の教職や佐雑官、役人らの手当についても、これまで通りに各州県で徴収した耗羨銀の中から支払えば、簡便となる。余剰については正規の徴税額とあわせて全て役所に送り、流用の弊害を防ぐこととする。」

・五月初三日

『仁宗睿皇帝実録』巻44

内閣に命じる。「本年、宗室を各部の役所で用いること、科挙を行う年に他の者と一緒に受験することを認めた。監禁されている者についても、みな釈放させた。およそこうした恩典は、宗室を慈しむ意図によるものである。宗室らは、当然ながら体面を保ち、謹厳実直にふるまうべきである。しかし近日、宗室の中についには勝手に逃走した者がいた。朕は非常に不快である。閑散宗室の文光ら逃走した全ての宗室は、各所に通達して厳しく捕まえさせ、規定に従って処置せよ。総族長や族長らも、関係部局に引き渡して処分を検討するように。以後、宗室や王公らは各々が近親者を教導して体面を保たせ、恩典を施した朕の意図に沿うようにせよ。」

・五月初五日

No.455

嘉慶四年五月初五日、内閣が命令を受けた。「倭什布[5]が、自身と漢陽府知府の明保とは子供同士が結婚している姻戚であるため、回避を願いたいと上奏した。明保は和珅の母方の

---

4 （瑪拉特）松筠（1754-1835）。蒙古正藍旗人。繙訳生員。キャフタ条約の修正に関わり、乾隆、嘉慶、道光と軍機大臣を断続的に務める。嘉慶道光期の重鎮といえる。

5 （瓜爾佳）倭什布（？-1810）。満洲正紅旗人。嘉慶四年から嘉慶五年にかけての湖広総督。その後も両広総督、陝甘総督を務めており、嘉慶期の地方統治を支えた人物であるが、嘉慶十一年に失脚している。

姻戚で、普段から和珅の権勢を恃み、在任中の評判もただただ平凡であった。以前に知府として引見した際、先帝はその人品が甚だ平凡なのを見抜かれた。調査によれば、彼の履歴は和珅がごまかして報告したもので、さらに出発にあたっての訓示を受けずに知府の任に赴いたことなどは、朕もよく知っている。本年になって【ある者が密摺で】明保を弾劾してきたが、【実態を列挙していなかった】。朕はそのために、甚だ悪劣であるとは思わなかった。また当時、大官であった景安[6]や秦承恩[7]らの調査や処分も終わっておらず、どうして明保の責任を追及している余裕などあっただろうか。今既に倭什布と姻戚関係にあることが分かり、明保の能力ももとより地方官の任にふさわしくないのであるから、彼を上京させることとし、六部の官員として知府と同位の職につけよ。」

No.456

嘉慶四年五月初五日、内閣が命令を受けた。「先頃、恒傑[8]が礼部の官員である伊勒図を弾劾した件については、既に恒傑を吏部に引き渡して処分を協議するよう命じた。恒傑は静安荘で職務についていた時、着用すべき衣服の色を誤りながら【自ら引責せず】、かえって官員が面会にこなかったと厳罰を求めてきた。その性格は情理に反しており、大胆で放縦だといえよう。ましてや侍郎でありながら、些細な私見で官員を厳しく弾劾した。この風潮を広げてはならない。以前に礼部侍郎の缺が出た際、一時的に人材不足だったため恒傑を任用したが、今このような軽挙妄動を起こした。もし変わらず任用し続ければ、同じ部の同僚とは【必ずや】協調できないであろう。彼は【賛礼郎の出身でありながら】、普段からあらゆる儀礼の補助が粗雑であり、【徳明などには遠く及ばない。】恒傑が内閣学士の任にあった頃、学問に通じていたのを鑑み、特別に内閣学士に降格とし、なお鑲白旗満洲副都統を兼任させよ。太常寺の職務については兼任するに及ばない。礼部侍郎には達椿[9]を任用する。鳴賛、唱楽などの空位については、徳明と多隆武に命じて別の官員を選ばせ、報告の上で充てるように。」

6　（鈕祜祿）景安（？-1823）。満洲鑲紅旗人。嘉慶三年から嘉慶四年にかけての湖広総督。白蓮教反乱の鎮圧に失敗し失脚するも、嘉慶九年ころより山西、直隸の按察使として復活する。

7　秦承恩（？-1809）。江蘇省江寧府、江寧県の人。乾隆二十六年進士。乾隆四十六年に陝西按察使になり、その後は四川布政使、湖南布政使、再び陝西按察使を務める。乾隆五十四年から嘉慶三年に陝西巡撫となるが、失脚して伊犁に流される。嘉慶七年に江西巡撫として復活すると、工部尚書、刑部尚書に就任した。

8　恒傑。生卒年不詳。嘉慶四年正月二十一日に礼部右侍郎となる。

9　（烏蘇）達椿（？-1802）。満洲鑲白旗人。乾隆二十五年進士。嘉慶五年から嘉慶七年の礼部尚書。和珅とは一線を画していたため冷遇されるが、嘉慶四年になって内閣学士を授けられた。建言によって叱責された薩彬圖は達椿の子にあたる。

No.457

嘉慶四年五月初五日、命令を受けた。「吏部が、（詹事府の）中允の役職に昇進させる人員のリストを提出した。思い返すと、呉省蘭[10]は和珅に対する取り調べや処罰がなされた際、科道官たちから和珅の師であると一緒に弾劾され、吏部の審議を経て免職処分に付されたが、朕は特別に寛大に扱って編修に降格にするという軽微な処分とした。当時はこのように処分せざるを得なかった。その後、玉徳[11]に命じて秘密裏に調査させた。その報告によれば、呉省蘭は浙江学政としての在任中、常に高い評価を得ており、劣悪な振る舞いはなかったという。呉省蘭はかつて咸安宮官学の教習を務めており、和珅はその当時の官学生であっただけで、自宅に招かれ学問を教えるといった関係とは全く異なる。また朕が知ったところでは、呉省蘭は常日頃から謹厳実直で、彼の兄の呉省欽[12]が甘んじて和珅の取り巻きとなり、試験があるごとに評判を下げて世間から批判されているのとははるかに異なる。現在空いている左春坊左中允には繆晋を昇任させ、右中允には、特別に呉省蘭を任命せよ。」

・五月初六日

No.458

嘉慶四年五月初六日、内閣が命令を受けた。「大学士が兵部と協議して王爾烈[13]による武科挙についての上奏に反論し、この件は既にその通りに処置した。朕は藩邸にいた時に武科挙を何度も視察し、全ての規則や得失を熟知している。王爾烈が上奏した時、朕はその内容が実行し難いものと考えた。今回、大学士と兵部は項目ごとに反駁しており、その議論は甚だ妥当である。朕が広く言路を開いたのは、そもそも国政が甚だ重要であるため、必ず様々な意見を聞き、様々な状況を見なければならないと考えたからである。およそ官僚らは国計民生について隠し事をせずに直言しなくてはならない。とはいえ王爾烈は、実行できるはずのない事柄を取り上げて、制度の変更を勝手に申し入れたのであり、なおかつその官職は言官でもなければ、上奏した内容も自身の職責とは関わりがない。真に無知にして僭越というべきである。朕が親政を始めて以来、軍機大臣や王は誰一人として単独での上奏をしなかった。大臣の中で、例えば朱珪の如き者が内外の諸務について深く知らないことがあろうか。それでも上奏しなかったのである。思うに（朱珪は）国家の重要な政務は、全て順序に従って行うべきであるため、日常の些末な業務を取り上げて妄りに上奏することを欲しなかった

10　呉省蘭（？-1810）。江蘇省松江府、南匯県の人。乾隆四十三年の進士。乾隆末から嘉慶四年にかけて、順天学政、浙江学政、工部右侍郎などを務める。

11　（瓜爾佳）玉徳（？-1808）。満洲正紅旗人。嘉慶元年から嘉慶五年にかけて浙江巡撫を、嘉慶五年から嘉慶十一年にかけて閩浙総督を務める。

12　呉省欽（1729–1803）。江蘇省松江府、南匯県の人。呉省蘭の兄。乾隆二十八年の進士。嘉慶二年から三年にかけて吏部左侍郎、右侍郎を務め、この時は都察院左都御史であった。

13　王爾烈。生卒年不詳。乾隆三十六年の進士。（『高宗純皇帝実録』巻883）。

のであろう。朕は最近、官僚たちから次々送られてくる上奏文を閲覧したが、その多くは虚飾の言を拾い集めて些末な事柄を取り上げており、荒唐無稽な笑うべき内容で、とても公開できないようなものがどれだけ多いことか。もし建白する内容がなければ、無理に探し求めて責任を果たそうとする必要は無い。まだ上奏していない科道官を、朕がこれまで責めたことがあろうか。今後、官僚としての職責がある者は、それぞれ自身の職責について上奏し、言官としての職責がある者はその責任を果たすようにせよ。風聞した内容を上奏するにしても、根拠のないものをいい加減に取り上げて、恣に相手を攻撃し、【報復の連鎖を開く】べきではない。もし内外の大臣の中に、賞賛するべき者や弾劾するべき者がいれば、必ず実績を列挙して公平に朕に報告しなければならない。どうして瑣末な空言で憶測を逞しくして、妄りに朕に上奏できようか。朕がこうした命令を下すのは、封奏が入り乱れて目を通すのに厭いたからではない。朕が望むのは、正論を直言し、国事に裨益することである。諸臣はこの命令があるからといって、朕の意図を誤解してはならない。王爾烈が武科挙の開催年に関する規定について規定に反して上奏したことは、本来ならば即刻処罰を下すべきだが、建言を求める命令を下した時期であるのを考慮して重い処分はしない。上奏文は返却せよ。」

・五月初七日

No.462

嘉慶四年五月初七日、内閣が命令を受けた。「以前に鉄保[14]と恒傑が属下の官員を弾劾したが、（その理由は）決して公務を誤ったわけではなく、ただ私怨を晴らすために厳しく処罰するよう求めたのであって、実に粗率で勝手気ままな振る舞いである。そのため吏部に引き渡して処罰を協議させたが、僅かに両名を侍郎から内閣学士に降格するだけの寛大な処置とした。ただし各部院の尚書と侍郎は、所属する官員とは職位の差がある。あるいは以前の命令があったために、若く軽薄な官員が役所を牛耳り、私情から告発するようなことがあるかもしれないが、そうした風潮は決して拡大してはならない。各部院の長官はいつも朕に召し出されており、朕はその人物について深く知っている。官員は各部院の中で職務についており、その才知の優劣について朕は知るすべが無いし、どうして一人一人を調査して判断することなどできようか。【朕が大臣を信任せず、かえって官員を信じる道理などあろうか。】今後、各部院の大臣は属下の官員について、少々至らない点があるからといって、私情にとらわれて弾劾してはならない。もし実際に公正な立場から弾劾しなくてはならない者がいれば、事実に依拠して公正に弾劾すべきである。朕の命令に拘泥するあまり、次第に愚劣で綱紀が弛緩していくような状態になってはいけない。」

14 （棟鄂）鉄保（1752-1824）。満洲正黄旗人。乾隆三十七年の進士。嘉慶四年に吏部左侍郎、吏部右侍郎を務める。この後も漕運総督、広東巡撫、両江総督、浙江巡撫、吏部尚書といった要職を歴任している。

No.463

嘉慶四年五月初七日、命令を受けた。「兵部が吏部と協議して、薩彬図[15]を免職に、哈豊阿[16]を降級処分にすると上奏した。今回の件については、薩彬図が以前に面奏した時、朕はその内容を取るに足らないものと考え、その場で懇々と諭した。薩彬図がもし少しでも政治のあり方を知り、おおよそのところが理解できれば、敢えて再び軽率な上奏はしないし、朕も彼を責めはしない。しかし彼は自分の意見に固執して、提案の内容を実現しようとし、この案件を独自に取り調べ、さらに召使いの女性の名前を連ねて進呈してきたことは、大官が上奏する体裁を失している。調査して証拠がなければ、彼はどう言い訳するというのか。その意図は建言によって自分を利そうとしたもので、卑しく誤っている。吏部の意見に従い免職とするのは、実に当然の処罰である。しかし、建言に関する事柄でもし彼を排斥したのなら、【この後に】人々は警戒して、もし上奏すべき事柄があっても沈黙してしまうであろう。薩彬図には特別に七品筆帖式の職位を与えて、陵墓造営の現場に自費で赴かせることにする。盛住[17]、明徳[18]につき従い力を尽くして働くようにせよ。その他は議論の通りとする。」

No.464

嘉慶四年五月初七日、命令を受けた。「伊桑阿[19]が長期間逃亡していた凶悪犯を捕まえたので、取り調べてすぐに処刑したいと上奏してきた。これまで新疆で案件を処理する場合は、もし通常の傷害致死事件なら、当然ながら相応しい律を踏まえて処分を決定して、朕の判断をあおいでから刑罰を実行すべきとしてきた。もし捜査の結果、謀殺などの重罪ということになれば、恭請王命の例[20]を適用することになる。今回の案件については、阿布都爾満が財産目当ての殺人犯であることは、伊桑阿の取り調べで明らかであったのに、ただ清律を引用して朕の判断を願い出ただけであった。この犯人は新疆で罪を犯したのに、もし新疆の事例を踏まえて処置しなければ、どうして王命旗牌[21]を用いて処分できようか。今後、新疆

15 （烏蘇）薩彬図（1759-1815）。満洲鑲白旗人。乾隆四十五年の進士。嘉慶四年から嘉慶五年にかけて筆帖式に落とされるが、嘉慶十一年に礼部左侍郎、嘉慶十二年から嘉慶十四年に漕運総督を務める。父親は達椿。

16 哈豊阿。生卒年不詳。嘉慶四年の刑部員外郎。

17 （喜塔臘）盛住。生卒年不詳。満洲正白旗人。工部右侍郎として万年吉地の工事を担当する。嘉慶期には総管内務府大臣になっている。

18 明徳（？-1806）。嘉慶期には総管内務府大臣、工部右侍郎などを務める。

19 （高佳）伊桑阿（？-1801）。満洲鑲黄旗人。乾隆五十八年から嘉慶四年に庫車辦事大臣を務める。嘉慶五年から嘉慶六年にかけて貴州巡撫、雲南巡撫に就任している。

20 恭請王命とは、総督や巡撫が王命旗牌を使って先行して死刑を実施し、その後に中央に実施報告をすることを言う。鈴木秀光「恭請王命考　清代死刑裁判における「権宜」と「定例」」（『法制史研究』53、2003）参照。

21 恭請王命に同じ。刑場に王命旗牌を立てて、皇帝の裁可を得ずに刑を執行する権限を得たことを示して処刑を行うことからこのように表現する。

の各地で謀殺や故殺などの重罪に関する案件があった場合は、旧例に照らして恭請王命によって処置せよ。今回の案件における阿布都爾満は、即時に斬首に処すこと。その他は議論の通りとせよ。上奏文は関係部局にも送るように。」

・五月初八日

No.465

嘉慶四年五月初八日、命令を受けた。「工部が、四川の夔州府にある渝関の木税銀のうち、欠損分である銀三千三百両余りについて、前知府の張至軨の家族に全額を納付させたいと上奏してきた。これはもとより通例に従った処置だが、夔州に属する地方は以前に賊匪の騒擾を受けており、商民らは噂を聞いて当地へ入ってこなくなった。関税が規定額に満たなかったのもやむを得ないことだった。払うべき金額を半分にし、張至軨の家族の名で追徴しても銀一千両ほどに過ぎず、額としては多くはない。ただ張至軨が軍営において苦労を重ねた末に死亡したことを思えば、特に憐れむべきである。張至軨の欠損分である渝関の税銀三千三百両余りは全額、特別に免除する。」

・五月初九日

No.469

嘉慶四年五月初九日、内閣が命令を受けた。「徵瑞[22]の上奏によると、両淮の商人たちが以前に納付してもらえなかった銀一百万両を再び上納してきた。商人らは両淮の塩務で特別な恩を受けているため、再びこのように願い出てきた。これはもとより彼らの感激と真心から出たものといえる。ただし以前に金銭の寄付を願い出た時、既に一部を納めている。徵瑞は命令に従い商人たちを教え諭すべきであり、またどうして妄りに上奏し、商人の力を利用して自分の立場をよくしようとするのか。ましてや現在、四川や陝西の賊匪を順調に制圧しており、平定も間もなくである。一時的に行った四川、湖南の対応のための特例も既に停止しており、どうして更に商人を煩わせる必要があろうか。減免した銀一百万両は、以前の命令に従って納める必要はない。」

・五月初十日

No.470

嘉慶四年五月初十日、内閣が命令を受けた。「工部尚書の那彦成[23]の母である那拉氏は、

---

22 （富察）徵瑞（1734-1815）。満洲正白旗人。乾隆六十年から嘉慶元年に蘇州織造、嘉慶元年より両淮塩政を務める。嘉慶十四年には総管内務府大臣に就任した。

23 （章佳）那彦成（1764-1833）。満洲正白旗人。乾隆期の大学士阿桂の孫。乾隆五十四年の進士で、嘉慶・道光期には陝甘総督、直隷総督、刑部尚書などの要職を歴任した。

筆帖式であった阿思達の妻である。阿思達が死亡した時、那彦成はわずか三歳であり、那拉氏は三十年あまり那彦成を育てて節を守ってきた。その貞節は表彰すべきである。この者は大学士阿桂[24]の息子の妻であり、阿桂の家はこれまで非常に大きな恩を受けてきたので、敢えて例に拠って表彰しなかった。ただし世閥の中にこのような貞淑な女性がいるなら、綽楔（貞節や孝義を表彰するための木牌）を与えるなどして表彰し、その節操を顕彰すべきである。那彦成の母那拉氏を特別に表彰するので、礼部は規定を調べて上奏するように。」

No.472

軍機大臣が両江総督の費[25]に伝える。嘉慶四年五月初十日に命令を受けた。「費淳が調査の上、楊天相が張茅らを誤って捕らえた案件について上奏した。その上奏を閲覧したところ、詳細なものであった。この案件については、朕が藩邸にいた時、蘇凌阿[26]の対応が曖昧であったため、冤罪が生まれたと聞いている。今年の三月にたまたま陳大用が上京したので、軍機大臣に命じて尋問させ、その内容を費淳に送って改めて調査して報告するようにさせた。今回陳大用が上京したのは、先帝の棺に拝謁するためであって、冤罪を訴えようとしたのではない。ただし既にこの案件を取り調べた以上、事実関係を究明しなくてはならない。今回の費淳の調査によると、張茅の船隻の貨物については、みな信頼できる証明書と保証人になっている商人がいる。さらに呉淞口の登録簿とも符合する。彼らが携帯していた鉄砲などについても、販売者がわかっている。彼らが良民であることについて、特に疑うべき点も無い。また張茅らは釈放された後、指定商人と取引をして、税を納めて出航している。もし本物の盗賊であれば、前の案件で処分を逃れた後で、どうして身を隠そうと思わずに、公然と名乗り出て指定商人のところに行き、また商売に従事しようとするだろうか。この状況を見れば、蘇凌阿による調査にはねつ造した箇所はない。ただし福建に調査を命じた後で報告を待たずに、先に処罰案を定めて上奏したのであり、この点は誤りを免れ得ない。蘇凌阿がもともと定めた楊天相らの罪名は、ただ枷をはめ軍隊に送るというものであったが、軍機大臣と刑部の共同審議によって、より重く処罰することになった。楊天相は処刑されてから久しく、林朝相と沈春発は既に執行猶予付きの絞首刑となっているので、これ以上その処罰を重くはできない。この二人についてはまだ処刑されていないので、将来に処罰を軽減すべき年にはそのように処置してよい。この案件の調査と対処については問題なく、罪名も変

24 （章佳）阿桂（1717-1797）。初めは満洲正藍旗人であったが、満洲正白旗に移る。乾隆三年の挙人。乾隆半ばより軍機大臣をはじめとする要職を歴任し、嘉慶二年に没すると賢良祠に入れられた。父親の阿克敦は乾隆初期に刑部尚書や内閣大学士を務めている。

25 費淳（1739-1811）。浙江省杭州府、銭塘県の人。乾隆二十八年の進士。嘉慶期には江蘇巡撫、両江総督、兵部尚書、内閣大学士などを歴任している。

26 （他塔拉）蘇凌阿（1717-1799）。満洲正白旗人。東閣大学士、刑部尚書を嘉慶二年から嘉慶四年にかけて務めた。

更できない。費淳が福建からの調査報告を受け取った後で、これまで調査して得られた情報を実態に即して上奏すれば、この案件の事情も明確になる。証人たちを転々と連行して累を及ぼす必要はない。林朝相や沈春発は、陳大用と同じ案件で弾劾されており、これ以上取り調べる事柄はないので、再び京師に送る必要はない。この命令を通達せよ。」命令に従い通達する。

・五月十一日

No.474

嘉慶四年五月十一日、命令を受けた。「歩軍統領衙門の上奏によると、湖北の武童生である阮安国が、当該知県の謝王鷺が何度も銭糧を徴収し、負担を押しつけていると訴えてきた。湖北は教匪が跋扈して以来、徴収すべき銭糧について既に命令を下して免除しているのに、該県では従来通りに徴収しており、証拠となる告示や納付証明書もある。また平穏に生活している民から証明書を名目に金銭を搾取し、甚だしきは勝手に窓口を設立して、親戚や友人が口実を見つけて金銭を騙し取り、民を擾害していた。もしこれらが真実なら、このような貪劣な官員は当然厳罰に処して戒めを示し、地方に安寧をもたらすべきである。ただこれは阮安国の一方的な主張であるので、必ず事実を追求しなくてはならない。この案件は祖之望が自ら厳正に捜査し、公明正大に事実に即して上奏するように。祖之望[27]は以前、胡斉崙の案件を捜査し、処置が遅れたが、それは私情にとらわれたせいである。今回特に命令を下し、この案件を担当させるにあたって、もし依然として部下をかばうような了見を残しており、事件の詳細が正確に把握できないとなれば、別の者から訴えがあって発覚した時には責任逃れはできない。この命令を通達せよ。」軍機大臣が命令に従い、湖北布政使の祖之望に伝える。

No.476

軍機大臣が喀什噶爾辦事大臣の長[28]に伝える。嘉慶四年五月十一日、命令を受けた。「長麟が、薩木薩克[29]が布噶爾地方に逃走したと上奏し、あわせて説明を付した絵図を進呈してきたが、煩瑣で意味のないものであったので、既に詳細な批判を加えた。薩木薩克は長らく

27　祖之望（1755-1814）。福建省建寧府、浦城県の人。乾隆四十三年の進士。嘉慶四年の湖北布政使で、嘉慶期には湖南、山東、陝西、広東で巡撫を歴任した。

28　（覚羅）長麟（1748-1811）。満洲正藍旗人。乾隆四十年の進士。嘉慶期には喀什噶爾参贊大臣、閩浙総督、雲貴総督、刑部尚書、兵部尚書などを歴任する。嘉慶帝は、長麟が和珅に奏摺の写しを送っていたことを咎めている（『仁宗睿皇帝実録』巻38、嘉慶四年正月十八日）。

29　薩木薩克（？-1820）。父親は1759年に清朝に反乱をおこした大ホージャ、ブルハーン・アッディーン。反乱失敗後、母親とともにコーカンドハン国へ逃れていた。子は、1826年にカシュガルで清朝に反旗を翻したジャハーンギール。

辺境に逃亡している犯人であり、もとより相手にする必要はない。長麟は喀什噶爾に到着した後、功績を挙げるつもりで、人を派遣して薩木薩克を招き寄せようとし、薩木薩克が投降を願っていると述べていた。該犯が遠方へ逃走したため、長麟は不安になり、ついには以前の失敗を挽回しようと、何度も薩木薩克が逃げ隠れている状況を報告してきたが、これは自分の失敗を誤魔化して取り繕うとするものである。今、伊斯堪達爾[30]が上京しようとしており、彼から何らかの説明があるのではないかと恐れて、先にこの上奏をして自分の立場を保とうとしたのであろうが、薩木薩克が投降してくるかどうかは辺境の統治とは何の関係もないことを全く理解していない。朕の意中にこの件も、薩木薩克その者もない。ましてや布噶爾は喀什噶爾から四千里も離れており、薩木薩克は既に彼の地に逃走してから、沙木拉特に既に拘束されている。ただ現地の対応にまかせればよく、どうして長麟が商人に扮装した人を呼魯木に派遣して、情報を探らせる必要があろうか。また言葉を連ねて上奏し、絵図を進呈するなど、その意図は一体どこにあるのか。さらに薩木薩克が、彼の母親が嫁ぐ前に生んだ私生児であることは、長麟とは何ら関わりがないのに、このことを上奏文で述べてきた。回民らが薩木薩克に従わないのを見て、以前に上奏した内容を補強しようとしたのだろうが、先の失敗を理解せずに取り繕おうとしても馬脚をあらわすことを理解していないのであろう。

薩木薩克は既に遠方に逃げかくれているのだから、天朝の体制としてはこれに関与するべきではない。ましてや辺境の重要任務として、当地の大臣らはただ鎮静を保つべきであって、どうして軽挙妄動で問題を発生させられようか。長麟が卡倫を厳戒し、もし該犯が辺境を騒がせるような事があった場合に、ただちに捕らえて処罰するというのが、まさに正しい対処である。もし自省せずに功績を立てようとして、辺境の動乱を妄りに誘発してしまったなら、長麟はこの重罪を背負えるのかどうか自問せよ。長麟は以前に総督、巡撫であった頃、狡猾に名声を求める者であった。今回の薩木薩克の一件も、また勝手な憶測や振る舞いをしたのである。以前に対処した雅爾泰[31]の一件も、大罪などなかったのに死罪を提案し、彼を京師の監獄で斃死させてしまった。長麟は心に感じる所はないのか。そもそも薩木薩克は、どうして重視に値するような者だろうか。たとえ捕らえて京師に護送しても、どうして長麟の功績となり、彼が遂には公侯の爵位まで賞授されるのだろうか。長麟にはこの命令を伝えて厳しく訓戒せよ。以後はただこれまでのやり方に倣い安寧を保って自重し、勝手な考えを持たないようにせよ。総じて、薩木薩克が投降してきても功績にはならない。もしこのために他の問題が少しでも生まれたなら、必ずや長麟を重く処罰する。慎み戒めよ。」命令に従い通達する。

30　伊斯堪達爾（1779-1811）。カシュガルの有力者。吐魯藩郡王。嘉慶四年三月初七日付上諭で京師へ赴き、乾隆帝の棺を詣でることが認められていた。

31　雅爾泰（？-1798）。烏什辦事大臣であったが、嘉慶三年に、政府が貯蔵していた麦2000石を勝手に売却したとして長麟に弾劾され、京師へ召喚されていた。『仁宗睿皇帝実録』巻31、嘉慶三年六月初一日。

・五月十四日

No.489

嘉慶四年五月十四日、内閣が命令を受けた。「蔣兆奎[32]が「江西袁州幫の旗丁易梁李、鄧賓和、潘王二の漕運船三隻が、黄河の中で風を受けて沈没し、米三千三百十二石を失い、水夫三名が亡くなった」と上奏してきた。易梁李らの漕運船が黄河を進んでいた時、急に暴風が吹いて人力ではどうしようもなかったのであり、決して救援を怠ったわけではない。失われた米石は特別に全て賠償を免除する。水死した水夫らには、規定通りに見舞いを与える。思うに、重い荷を積んだ漕運船が北上する際、迅速に進まなくてはならないとはいえ、急ぐように催促されると、強風や高波にあった時でも危険を冒して進んでいる。これは全く慎重な対応とはいえない。本年に江南幫の船が通州に到着した時、しばしば戸部から昨年よりも三十日から四十日ほど早く着いたと報告があったが、重い荷を積んだ船が過度に急がされているのではないか。これは毎年期限に間に合うようにせきたて、総じて数十日ほど早く到着させているようなものであり、どこまでも際限がない。さらに旗丁らにはそれぞれ貨物を付帯し、途中での売却を認めている。もし昼夜に急行すれば、貨物を売却する時間がなく、旗丁らの生活にも支障がでてしまう。以後、各幫の漕運船は、もとより勝手に船隊を抜けて停泊してはならないが、もし航行の難しい箇所にさしかかれば、風の状況を観察して前進するように。急ごうとして米石を失うような失態があるよりも、しばらく停泊して、慎重な対応をするべきである。黄河の通過と通州に到着する日取りは、ただ規定よりも数日だけ早めて米石を納めて帰還させるべきであって、冬の期限を超えなければ、過度に急がせる必要はない。」

No.490

嘉慶四年五月十四日、内閣が命令を受けた。「孫曰秉[33]が、河川工事には専門の官員を派遣して対処したいと上奏してきた。河川工事に関わる省は、それぞれが庁、汎に役人をおいて、専門に管理、修築させている。もし州県官を派遣してかわりに担当させれば、任地の公務が廃れるだけでなく、補填すべき金額に耐えられないであろうから、以前に禁止すると広く命じた。今回の孫曰秉の上奏は、適切であると思われる。直隷、江南、山東、河南の各省の総督、巡撫及び河道総督に再び命じる。以後、もし堤防の建設や、資材の購入、人夫の雇用などがあれば、付近の地方ではただ佐雑官（知県や知州の下で勤務する役人）を派遣して手伝わせることは認めるが、州県官を用いてはならない。河川を隔てること千里余りおよび数百里の地

32　蔣兆奎（[1729]-1802）。陝西省西安府、渭南県の人。乾隆三十一年の進士。嘉慶四年には漕運総督を務めていた。

33　孫曰秉（1732-1802）。盛京奉天府、承徳県の人。乾隆二十六年の進士。嘉慶期には江寧布政使、貴州巡撫、雲南巡撫を務める。

方では、地方官府の佐雑官もまた派遣してはならない。また該布政使が求めてきた、毎年の修築工事が終わった後に、該当する府、州、県に通知して共同で視察させるという件についても、工事を慎重に実施しようとする見地からのものであるので、すぐにその通りに対処せよ。」

・五月十五日

No.496

嘉慶四年五月十五日、内閣が命令を受けた。「軍機大臣が、「熱河道の慶章[34]が熱河と獅子溝などの旱河の工事が終わったので、官員を派遣して確認して欲しいと求めてきた。調べてみると、毎年旱河を浚渫するのに、銀八千～九千両を使っているので、工事が終わった後には当然ながら官員を派遣して確認させるべきである。以前に和珅が勝手な判断で、いずれも熱河道から軍機大臣に詳細な報告をさせて、官員を派遣していたが、特に不正をごまかそうとするものであった。今回は勝手な判断はせず、陛下より派遣を命じていただきたい」と上奏した。この旱河の工事では、多額の銀両を用いている。その河川工事の見積もりや工事後の確認は、当然ながら朕に報告し、特別に官員を派遣して、それによって事実を明らかにするべきである。しかし以前は、和珅がおおむね該道に詳細な報告をさせ、自ら官員を派遣して調査をすると決めていたが、実に僭越で勝手な振る舞いである。今回の旱河工事については、姚良を派遣して確認させ、わずかでも会計上の偽りがあってはいけない。以後、毎年の浚渫工事が終わった後は、いずれも該道が報告し、軍機処が朕の指示を求めるように対処せよ。」

・五月十六日

No.498

嘉慶四年五月十六日、内閣が命令を受けた。「顔検[35]による弾劾の上奏によれば、「もとの工部主事魏若虚は、来京する費用が足りないため、顔検に頼んで差役を臨時に出張させて牙行を広く調べさせ、各差役に旅費を送らせようとした」とのことであり、魏若虚が事を早く行うよう促した書簡の現物も差し出してきた。魏若虚は差役に調査させて諸事を掻き乱し、自分の省の按察使に頼み込んで、そこから利益を得ようとした。顔検が頼みを断ったのに、またもや私信を送って催促したのは、実に卑劣きわまりない。魏若虚は罷免し、張誠基[36]に身柄を引き渡して公平に取り調べさせよ。もし魏若虚がすでに江西を出立し京師への道中にいるなら、該巡撫はただちに道中の官員に文書を送って魏若虚の行く手を遮り、省まで連れ

34　慶章（[1744]-[1805]）。満洲鑲黄旗人。嘉慶期には直隷按察使、陝西布政使を歴任する。父親は尹継善、兄は慶桂。

35　顔検（？-1833）。広東省恵州府、連平州の人。嘉慶・道光期に江西按察使、河南巡撫、直隷総督、貴州巡撫、浙江巡撫と地方大官を歴任している。

36　張誠基（1740-1816）。山東省兗州府、金郷県の人。乾隆三十四年の進士。嘉慶二年から嘉慶七年まで江西巡撫を務めた。

戻して追究するように。魏若虚は任地でこのように本分に安んじない行いをしている以上、恐らくこのほかにもまだ利益を貪っているであろう。これについても合わせて張誠基に調査させて明らかにして、【厳しく審議して処分案を定めて】上奏するように。」

No.499

嘉慶四年五月十六日、命令を受けた。広厚[37]は馬建隴が姦を拒んで尚正義を刺し殺した案件で、間違った処罰案をつくり、刑部に反駁されたものの、なおもただちに改めなかった。そのため、本来なら部議を参照して降級のうえ転任させるべきであるが、該按察使が兵を率い賊匪を防ぎ止める際に奮励努力したことに鑑み、三級の降格に改め、寛大な処置をとって留任させる。審理を担当して間違った処分案をつくった当時の蘭州府知府で、今は湖南衡永郴桂道に昇任している海昌は、部議に照らして三級の降格と転任を命じる。そのほかは提案の通りとする。

・五月十七日

No.503

臣永瑆[38]等が跪いて、調査、議論した内容について上奏する。奇豊額[39]が「葉爾羌と和闐で販売される玉石は、旧例にしたがって処理したい」と上奏し、嘉慶四年五月初十日に、「軍機王大臣が議論して上奏せよ」との硃批を奉じた。奇豊額が称するところでは、「担当部局からの通達を受け取ってから、和闐辦事大臣の徐績[40]と恩長[41]に対して命令に従うよう通知するだけでなく、陛下の命令を書き写して城内と郷村に張りだした。回民の商人たちはこれによって、玉石の販売で利益を得て生計を立てられるようになり、喜び興奮して、皇帝の恩に感謝しないものはなかった。私どもが随時調査したところでは、現在のあらゆる規則は、やはり玉石の私的な販売を禁止するよりも前の事例を踏まえて処理すべきである。ただ中には、決して依拠してはならない先例もある。たとえば以前に高樸が上奏して願い出た、一年おきに官が採取するという方針や、期成額[42]らが上奏した、取り残した河玉を兵士に売り与

37 （高佳）広厚（？ -1815）。満洲鑲黄旗人。乾隆四十三年の進士。乾隆六十年から嘉慶四年の甘粛按察使。嘉慶期には広東布政使、浙江按察使、安徽巡撫、湖南巡撫など地方大官を歴任する。父は高晋、兄弟に広興、書麟がいる。

38 （愛新覚羅）永瑆（1752-1823）。乾隆帝の第11子。嘉慶帝の兄にあたる。嘉慶四年正月に軍機大臣となるが、同年十月に退く。

39 奇豊額（？ -1806）。満洲正白旗人。乾隆三十四年進士。この頃は葉爾羌辦事大臣を務める。

40 徐績（？ -1811）。漢軍正藍旗人。乾隆中期に山東按察使、山東巡撫、烏魯木齊辦事大臣、和闐辦事大臣等を歴任する。

41 （覚爾察）恩長。（？ -1816）。満洲鑲藍旗人。嘉慶期には広西巡撫、河南巡撫、喀什噶爾参贊大臣を歴任する。

42 期成額（？-1775）。乾隆三十四年から乾隆三十八年までの葉爾羌参贊大臣。

え、商人に転売させるという方針などは、玉石が転々と人の手をわたり、日が経つうちに問題が生じないとも限らない。今後は、城内や郷村の回民が玉石を手に入れたら、自らの手で民人に売ることを認め、官が取り扱う必要はない。民人が入関する時には、従来のように、票に携帯する玉石の個数と重さを記入し、毎月その票を綴じて冊子にして嘉峪関の税を司る官員に渡し、その冊子に基づいて検査をする。もし商人が道中の阿克蘇などの場所で販売したり、随時に買い増したりした分についても、城内で票を交換する時に実態に基づいて記入させる。葉爾羌に属する色埒庫勒一帯は、外番の地と境界を接しており、かつては七箇所に卡倫を設置して、外夷の出入りを見張っていた。乾隆四十三年に玉石の私的な取り引きが禁止されて以後、前任の辦事大臣である期成額、阿揚阿[43]らが相次いで上奏し願い出て、卡倫を密爾岱地方に一箇所、巴爾楚克地方に一箇所増設したが、この二箇所の卡倫は撤廃するべきである。ただ葉爾羌に設けられた卡倫の侍衛十三人のうち、管理臺卡には一人を派遣する必要がある。毎年葡萄の菓膏などの貢物を送るのにも一人、毎年二つの城の河玉を京師に送るのに三人が必要であるが、ひとたび用務を仰せつかれば、往復に一年はかかる。そのたびに卡倫を守る人が足りなくなると、驍騎校や筆帖式が現場に行って任務を引き継いでいるが、これは制度には合わない。今、卡倫二箇所を減らすが、卡倫の侍衛の人数を減らす必要はなく、ただちに他の任務に派遣するほか、もし城内で待機する侍衛が一人か二人でもいれば、その日常の費用を支給するために、私どもが馬にやる干し草の費用の中から毎日銀一銭を取り分けて、その足しにしたい」とのことである。

調べたところ、葉爾羌、和闐で産出する玉石は、以前は民間での取り引きを認めており、禁じていなかった。後に高樸が一年おきに官が採取することを願い出た。これは名目上は隠れた取り引きを厳禁するものであったが、実際には私腹を肥やそうという魂胆が隠されていた。また期成額は、取り残した河玉を兵士に売り与えて商人に転売させることを上奏した。これは兵士の生計を気にかけて、ささやかな利益にあずからせようというものであったが、玉石が転々と人の手を渡り日が経つうちに問題が発生しないとも限らず、さらには不肖の兵士がこれを利用して商人から無理矢理に金銭を取り立てる事態が起こる恐れもある。大臣らが上奏したとおり、今後は、葉爾羌、和闐の城内や郷村にいる回民が玉石を手に入れたら、自らの手で民人に売ることを認め、官が取り扱って混乱をきたす必要はない。ただ民人が票を手に入れて入関する時にも、従来の例のように、票に携帯する玉石の個数と重さを記入し、毎月その票を綴じて冊子にして嘉峪関の官員に渡し、検査をする時の根拠とする。商人が道中の阿克蘇などの場所で売却したり、随時に買い増した分については、その場所で票を交換する時に記入し、申告漏れを防ぐ。

また、乾隆四十三年に玉石の私的な取り引きが禁止されて以後、期成額らが相次いで上奏

43 （覚羅）阿揚阿（？-1789）。満洲正紅旗人。乾隆中期に四川、広東の按察使、都察院左都御史などを歴任する。

して願い出て、密爾岱、巴爾楚克地方にそれぞれ卡倫を一箇所増設したが、これはもともと回民が勝手に玉石を採取したり、商人がひそかに持ち帰ったりするのを防ぐためであった。今すでに特恩による命令を受けて、新疆の玉石の販売は、器に加工したかどうかに関わらず、すべて罪に問わないこととなった。民間で玉石の流通が認められ、該地の卡倫は無用となったので、該大臣の請願どおり、密爾岱と巴爾楚克に設けられた卡倫はともに撤廃すべきである。卡倫の侍衛十三人のうち、毎年京師に派遣するのに必要な定員は削減すべきではない。城で待機する人員が必要とする物資の費用については、該地で馬にやる干し草の費用を節約した中から、適宜費用の足しとして支給する。こうすれば体制にも符合し、商人もまたみな利益にあずかることができる。臣等が議論した全ての経緯について上奏し、皇帝陛下の訓示を求める。命令が下されるのを待って各処に通知して、その通りに対応したい。謹んで上奏する。嘉慶四年五月十七日、命令を受けた。「議論の通りにせよ。」

・五月十八日

No.506

嘉慶四年五月十八日、命令を受けた。「朕がみずから書いた聖集大成の匾額は、造辦処に命じて二つ作らせ、京師の太学と闕里の文廟に掲げる。直隷、各省の全ての府州県の学宮にも、一律に掲げるべきであるので、御書処に命じて模倣品を作らせて頒布させる。」

・五月二十日

No.511

軍機大臣が両江総督の費淳に伝える。嘉慶四年五月二十日、命令を受けた。「秦承恩が京師に移送された後、軍機大臣が刑部とともに取り調べ、処分案を執行猶予付きの斬首刑としたのは、もとより当然のことである。しかし秦承恩が城門を閉じたために避難民が河に身を投げた事実はなく、さらに陝西の賊匪はみな湖北から入り込んできており、陝西の省境から起こったわけではない。その罪はなお減刑すべきところもあり、すでに秦承恩には故郷に戻って喪に服すよう命じている。思うに、京師で探し出された秦承恩の持ち物は、いずれも献上に備えるためのものであり、すでに没収した。故郷で差し押さえた家産のうち、既に売却した物件は少ないので返却はしないが、そのほかの建物と土地は特別に返却する。かつて費淳に、秦承恩の家に隠匿されている財産を調べるよう命じた。今となっては再び調べる必要はない。この命令を通達せよ。」命令に従い通達する。

No.514

嘉慶四年五月二十日、内閣が命令を受けた。「秦承恩は陝西巡撫の任にあり、賊が興安府、漢中府、商州地方に出没した時に、真剣に防御せず、避難民を救済しなかったため、邪匪が長いことはびこり、未だに撲滅できていない。軍機大臣が刑部とともに軍事を誤った律（失

誤軍機）によって秦承恩を執行猶予付きの斬首刑にすると処分案を定めた。もとより律にしたがって処理をすべきであるが、秦承恩はもともと書生であり、軍事に熟達していない。もし逃げてきた賊をうまく防げなかったことで死罪に擬せられるなら、満洲の大臣の中で、恵齢、景安、宜綿はどうであろうか。さらに陝西の賊はみな四川や湖北から逃げてきたもので、陝西で生じたものではない。秦承恩がうまく防御できなかったのは、恵齢が湖北巡撫であった時に聶傑人が湖北で事を起こしたのとは、全く異なる。今、恵齢がまだ厳罰に処せられず、なお家で喪に服すことを許されているのに、もし秦承恩のみを処罰したら、あたかも朕が満洲人に寛大な取り扱いをして漢人を厳しく責めているようであり、同じ罪に対して刑罰が異なることとなり、公平さを示せない。以前に命令を下して、秦承恩を免職して捕らえて訊問し、その家産を没収したのは、ある者が弾劾の上奏を出して、秦承恩は城門を閉じたまま安穏と役所にいて、避難してくる民を城内に入れず、数万人の民衆が城の間近で河に身を投げて死んだと述べたからである。これがもし事実であれば、秦承恩は地方を預かる大官でありながら、賊を野放しにして民を災いに遭わせ、人命を救済しなかったということになるので、取り調べの後はすぐに重く処罰すべきであった【執行猶予つきの死刑でも、まだ罪を償えない】。

その後、陸有仁が京師に来たので、対面して訊問したところ、そのような事実はなく、さらに秦承恩は陝西に長く赴任しており、賊を防ぐための道もよく知っていると述べた。その時点では、朕は陸有仁一人の言を証拠とすることはできなかった。秦承恩が護送された後、軍機大臣と刑部が共同で訊問したところ、秦承恩は何度も賊を討伐し、三月初一日には城に入って避難民を落ち着かせ、初二日に城を出て軍営に急いで行ったので、城門を閉めて避難民が城の付近で河に身を投げるようなことは決してなく、これらについてははっきりとした証拠があると供述した。しかし秦承恩だけの供述ではまだ信じられなかったため、命令を下して、恒瑞、永保、王文雄、柯藩、台斐音らに問いただした。今、彼らの上奏が相次いで到着したが、その内容は一致しており、秦承恩の供述した月日とも符合した。つまり以前に秦承恩を弾劾した者の内容が間違っており、【行き過ぎであったと言わざるを得ない】。秦承恩の過ちは、ただ賊に対処できなかったというだけであり、【嘉慶三年以来】、秦承恩一人だけがその過ちを犯している訳ではなく、減刑されるべきであろう。秦承恩はすでに免職されたが、特別に釈放して、故郷に戻って喪に服させ、門を閉ざして反省させる。喪が明けた後には、その地の総督、巡撫が吏部に通達し、帯同引見させた後、朕が別に任用する。差し押さえた秦承恩の家屋と土地は、別に命令を下して、費淳にただちに返還させよ。」

No.515

嘉慶四年五月二十日、内閣が命令を受けた。「先頃、姜晟[44]が「鄭源璹[45]が付加税の徴収額を勝手に増額していた件を審議し、執行猶予付きの斬首刑を提案した」と上奏した一件については、すでに軍機大臣に刑部と協議して上奏するよう命じた。朕が鄭源璹の供述書を見たところ、「役所の中に芝居のできる人がいて、慶事の時に客をもてなすために、民間の劇団と一緒に演唱させていた」とあった。民間での芝居の上演は、もともと生計を立てる手段であり、地方官が祝祭日に民間の劇団を雇って演唱させることについても、もともと禁止していない。役所の中で劇団を養うことについては、習俗に関することであり、奢侈にふけって金銭を浪費して、公務が次第に廃弛していくきっかけになることを憂慮するものである。ましてや朕が聞くところでは、【近年、各省の】総督、巡撫、布政使、按察使が役所内の俳優養成、宴会酒食の費用を全く自身でまかなわず、多くは省城附郭の県に割り当てて、附郭の県はまた各州県から徴収している。これは、ほとんど小民の蓄えをかき集めて大官の娯楽に供するもので、厳しい負担の押しつけが転々として、害を受けるのはやはり我が民である。湖南地方はまだ反乱が起きていないが、四川や湖北の教匪が口実を設けて起こしている反乱が、これに起因しないとは言い切れない。現在は服喪期間にあたるので、国内の宴会は停止し、二十七ヶ月の後、京師での劇場開設もまた永遠に禁止する。以後、各省の総督、巡撫、布政使、按察使、道台は、役所内で自ら劇団を養うことを許さず、これによって官の風気を正し、善良な風俗を維持するように。

また鄭源璹の供述には、「一族郎党が三百人近くにまで及ぶ」とある。彼は一介の布政使であるが、役所内に抱えている人数はこれほどである。彼等に関する出費は多額であり、銀八万両以上を己のものとしたことも、当然である。総督や巡撫の中で、書麟[46]と朱珪[47]などは廉潔であり、彼らは役所内には数十人しか雇い入れられておらず、養廉銀と俸禄でも、いままで日常の出費に足りなかったことはない。これは朕がもともと知っていることである。地方の大官は慎ましくあるべきで、奢侈に耽って、貪婪になってはいけない。税銀を出し入れする時に、付加税を増額して勝手に自分の懐に入れてしまっている布政使は、恐らくは鄭源璹一人だけではないだろう。州県などでは、布政使による付加税の取り立てが多すぎるため、銭糧を徴収するときには必ず民から多くを取っており、民はその害を深く受けていて、極めて重大な問題となっている。あわせて直隷各省の布政使に伝達し、心を入れ替えて積習を改

44　姜晟（1730-1810）。江蘇省蘇州府、元和県の人。乾隆三十一年の進士。乾隆五十六年から嘉慶五年の湖南巡撫。嘉慶期には湖広総督、直隷総督、刑部尚書、工部尚書といった要職を歴任した。

45　鄭源璹（[1743]-1799）。直隷省遵化直隷州、豊潤県の人。乾隆五十七年から嘉慶四年の湖南布政使。

46　（高佳）書麟（？-1801）。満洲鑲黄旗人。嘉慶期には閩浙総督、湖広総督を務める。父親は高晋、兄弟に広興、広厚がいる。

47　朱珪（1731-1806）。直隷省順天府、大興県の人。乾隆十三年の進士。嘉慶帝の腹心で、戸部尚書を嘉慶四年から嘉慶十年まで務める。

め、清廉な役人となるよう勉めて、朕の諄諄と教え諭した意に背くことのないように。」

・五月二十一日

No.521

嘉慶四年五月二十一日、内閣が命令を受けた。「呉璥[48]が「運河工事の請負を申し出た者たちが、現在堤防などの工事を行っている。もし担当部分の工事が先に完成した者がいれば、先行して工部に報告させたい」と上奏した。その上奏通りに、工事の請負を申し出た者たちの担当部分の工事が先に終了したら、完成した状態に間違いや手抜きのないことを河道総督が確認した後、まず工部に報告させ、寄付金を納めた場合に所定の省に赴任させることを認める。以後、工事の終了を報告した人員には、順次関係部局に通知して、このように処理せよ。呉璥の上奏文の写しは関係部局にも送るようにせよ」。

No.522

嘉慶四年五月二十一日、命令を受けた。「歩軍統領衙門が、「甘粛の涼州の荘浪に駐屯していた馬甲の伊勒図が京師に逃げて来て、該地の佐領の台霊阿が軍事費を流用し、勝手に官馬を売り払い、また佐領の賽尚阿が人を集めて賭博をして娼妓のところに泊まったと訴え出てきた一件については、陝甘総督にゆだねて涼州副都統とともに審理させたい」と上奏してきた。台霊阿は佐領の身にありながら、ひそかに軍事費を流用して、勝手に官馬を売り払い、賽尚阿もまた娼妓のところに泊まり、人を集めて賭博をしたとのことである。もし訴えが事実ならば、当然厳しく究明し対処するべきである。しかし松筠は現在涼州からはやや遠い漢中にいて、さらには今まさに賊匪を討伐して、軍事物資を工面しているところで、富成の案件も審理しており、本件に対応する余裕はない。この一件は布政使の楊揆[49]に委ねて、涼州副都統の和興額[50]とともに、証人を集めて公平に厳しく審理し処分案を上奏させる。原告の伊勒図は当該の部に命じて規定通りに護送する。奏摺の原本は抄写して楊揆らに閲覧させる。この命令を楊揆に伝え、あわせて和興額にも通達するように。」軍機大臣が命令に従い、甘粛布政使の楊揆に通達する。

48　呉璥（1747-1822）。浙江省杭州府、銭塘県の人。乾隆四十三年の進士。嘉慶四年の河東河道総督で、嘉慶期に河東河道総督、江南河道総督を繰り返し務める。

49　楊揆（1760-1804）。江蘇省常州府、金匱県の人。嘉慶四年の甘粛布政使で、この後は嘉慶九年まで四川布政使を務める。

50（葛済勒）和興額（？-1801）。満洲鑲白旗人。嘉慶四年の甘粛涼州副都統。

・五月二十二日

No.528

軍機大臣が直隷総督の胡に伝える。嘉慶四年五月二十二日、命令を受けた。「科布多の屯田を管理していた参将の馬元勲は、現在所属する下級の官員から告発されて、免職の上で審理が行われている。胡季堂に命じて、直隷の各営にいる官員の中から旗人を選び、速やかに（任地に）赴かせて仕事を引き継がせよ。今後、該地の屯田の事務は、漢員に管理させないように。この命令を通達せよ。」命令に従い通達する。

・五月二十三日

No.529

嘉慶四年五月二十三日、内閣が命令を受けた。「かつて兵部侍郎であった奉寛[51]は朕を啓蒙した師傅であり、以前に先帝の命令によって、特別に太師を追贈し、あわせて礼部尚書の位を加えた。その時には特別に謚を与えることは議論されなかった。奉寛には特別に謚を追贈し、それによって先達である学者を褒め称えることとする。かつての都察院左都御史の観保[52]、礼部尚書の徳保[53]については、ともに長らく尚書房で仕え、学問も優れていた。あわせて特別に謚を追贈する。与えるべき謚については、当該の部局が事例を調査して上奏せよ。」

No.531

嘉慶四年五月二十三日、内閣が命令を受けた。「琳寧[54]から、「盛京の夏園行宮は、現在すでに朽ちて古くなっているので、養廉銀の寄附により修理したい」と上奏があった。元々、夏園地方には行宮はなかったが、乾隆四十八年（実録では乾隆四十七年）に先帝が盛京で陵墓に参拝した時に、当時の侍郎の徳福が始めて行宮を一つ建てた。そのとき先帝は建設の費用として銀一千両を与えたのである。先帝の御意を慮ってみると、その侍郎が行宮を建てたことは誤りであったが、既に完成していたので何も言わなかったのであろう。思うに満洲の昔からのしきたりで、巡幸や狩りで皇帝が駐屯する場合に毛氈のテントを携帯して、随所で組み立てて営とし、行宮を建設しなかったのは、労苦を習いとし、淳朴を尊んだためである。まして盛京は根本の地であり、陵墓に詣でるのは思慕の念を示すためであって、江蘇や浙江

51 （覚羅）奉寛（？-1774）。満洲正藍旗人。乾隆七年の進士。乾隆三十二年から三十九年の兵部右侍郎。

52 （索綽絡）観保（[1711]-1776）。内務府・満洲正白旗人。乾隆二年の進士。乾隆初期から中期に兵部右侍郎、吏部右侍郎、礼部尚書、都察院左都御史などを歴任する。

53 （索綽絡）徳保（1719-1789）。内務府・満洲正白旗人。乾隆二年の進士。乾隆期に吏部侍郎、広東巡撫、礼部尚書などを歴任する。

54（愛新覚羅）琳寧（1728-1805）。満洲鑲藍旗人。嘉慶期には工部尚書、吏部尚書、礼部尚書を務める。この時は盛京将軍。

などへの巡幸とは比べものにならず、以前からの決まりに従って、永遠に家風を守るべきである。今、夏園に建てられている行宮が古くなったために、修繕しようとしているが、将来ますます手を加えるようになるだろう。およそ皇帝が足を運び訪れる場所に必ずや行殿が増やされ、奢侈の風潮が徐々に開かれ、勤倹の遺風を忘れ、民を苦しめて財を消費するなど、とくに風俗の変化と関係しており、朕は受け入れられない。夏園の行宮は、もはや古くなり朽ちているから、ただちに撤去を命じる。その木材やレンガなどは、盛京の宮殿修理の工事のために保存しておくように。朕が将来、盛京の陵墓を詣でる時に、該地の宮殿もおおよそを整えるだけでよく、新たに塗り直すなどして、無駄な費用を増やしてはならず、貢ぎ物も献上してはならない。当該の将軍らはみな朕の意を汲むように。」

No.532

嘉慶四年五月二十三日、内閣が命令を受けた。「元兵部尚書の富鋭[55]が、「病が癒えないため、任を解いて欲しい」と上奏してきた。富鋭には辞職を許可するが、内大臣の職位を与え、公爵に留めて、落ち着いて養生できるようにさせる。病が癒えた日には、再び任を与える。兵部尚書には傅森[56]を任命する。傅森は現在、地方に派遣されているため、那彦成に兵部の事務を兼ねさせる。阿迪斯[57]は大学士阿桂の子であることを考慮して、特別に都察院左都御史を命じる。空いた兵部右侍郎の任には文寧[58]を充てる。文寧の内閣学士の任には、英和[59]を充てる。」

・五月二十四日

No.535

嘉慶四年五月二十四日、内閣が命令を受けた。「戸部が内務府とともに、緼布[60]が上奏した、養育兵を新たに増やすのに、まず正規の財政から給料を支出し、後に直隷の旗租で補填するという提案を却下した。その判断は甚だよく、すでにそのように取り計らうよう命じて

55 （蘇完呢瓜爾佳）富鋭（[1746]-1799）。満洲鑲黄旗旗人。嘉慶四年に兵部尚書を退き、間もなく没した。

56 （鈕祜禄）傅森（？-1801）。満洲鑲黄旗人。嘉慶期に兵部尚書、戸部尚書、総管内務府大臣などを務める。

57 （章佳）阿迪斯（？-1815）。満洲正白旗人。嘉慶四年から嘉慶五年にかけて成都将軍を務めるが白蓮教反乱の鎮圧に成果を残せず、伊犁に流された。

58 （他塔喇）文幹（[1765]-1823）。満洲正紅旗人。乾隆四十九年の進士。文寧は初名。嘉慶期には歩軍統領、総管内務府大臣、河南巡撫、西蔵辦事大臣などを歴任する。

59 （索綽絡）英和（1771-1840）。満洲正白旗人。乾隆五十八年の進士。嘉慶・道光期を支えた重臣で、嘉慶十八年から道光七年にかけて歩軍統領に就任すると、北京統治に功績をあげた。

60 （金佳）緼布（？-1809）。漢軍正黄旗人。嘉慶四年の総管内務府大臣。嘉慶四年三月、乾隆帝の埋葬にともない緼布のおばにあたる淑嘉皇貴妃の一族が満洲正黄旗に移されたため、これ以降、満洲正黄旗人となる（『仁宗睿皇帝実録』巻41、嘉慶四年三月二十七日）。嘉慶期には工部尚書などを務める。

いる。国家は内務府の兵制を定めているが、その経費には規定があり、もとより意図的に増加させてはならない。以前に縕布が上奏してきた時には、朕は実行が難しいと考えて審議させた。今、上奏によって各条が却下された。直隷の旗人から徴収している租税は、毎年規定の徴収額を満たせていない。養育兵の給与を正税から支出したとしても、旗租では補填できない。また馬甲の欠員について、まずこの養育兵の幼弱な者から選ぶというが、成人男性の任用がかえって滞ってしまうではないか。また各旗の正規の兵士には、長い間、歳の暮れにあまねく賞与を出してきた。今はただ余剰の銀両から融通しているので、かつての例と比べて大幅に減額されており、貧しい兵は年を越すことができず、さまざまな障碍が生まれており、既に実施が難しくなっている。それなのに縕布が求めてきた増兵というのは、満洲、蒙古、漢軍の合計二十四旗を八千名増やすというもので、これは一旗あたり三百名あまりの増員になるが、内務府の三旗については、三千名の兵の増員を願い出ており、外旗の数倍になっていて、きわめておかしい。縕布はもともと内務府の人であり、【彼が奏摺を出した】時にはまだ旗を【出ておらず】、明らかに肩入れしていて、私情にとらわれて不正に歓心を買おうとしている。さらに縕布は上奏した後も、静かに審議を待つことをせず、ほかの件で召し出された時に二度にわたって上奏し、戸部の者が却下しようとしていると聞いたので、特別に許可してほしいと願い出てきた。彼は自分の提案した内容について、戸部の議論を探り、敢えて朕の面前で妄りに上奏して、必ず提案した内容を実現しようとした。縕布は朕を如何なる君主と見なして、これらの軽率な振る舞いを朕の前で披露するのか。もし彼の言が当を得ていれば、朕は上奏文を閲覧した時にただちに許可しており、【どうして部に議論するよう指示する必要があろうか】。たとえ部に議論するよう指示した後、部の官員が却下とした場合でも、朕は特別にその請願を認めることができる。部の官員たちはもともと許可するか却下するかを決める権限を持っていないのに、どうして彼が朕に直接願い出る道理があろうか。縕布は朕がみずから政務を執るようになって以来、税額を減らしたり、欠損の肩代わりを免除したりと特別な措置をとり、臣下の上奏に不適切な部分があったとしても、寛容な姿勢を示してきたのを見たので、ついに格別の取り計らいを求める案件を妄りに上奏し、国家の経費を自分の名声を獲得するために利用したのである。こうした風潮は断じて野放しにしてはおけない。縕布は部に引き渡して重く処罰せよ。」

No.536

軍機大臣が和闐辦事大臣の恩と額に伝える。嘉慶四年五月二十四日、命令を受けた。「徐績らが、「和闐で玉石を産出する場所は五箇所あるが、玉隴哈什の玉石の色がよいだけである。その他の哈拉哈什、桑谷樹、雅哈琅、圭塔克の四箇所は城からもやや遠く、産出する玉石も色が暗く質も粗いので、この四箇所からの調達は停止して欲しい」と上奏してきた。和闐で調達していた官の玉石は回民がもともと貢納品としていたものである。ただし毎年採掘しており、馬に乗せて運送する必要もあるため、費用がかさむのを免れない。かつ道のりが

遠く、玉石の質も平凡であり、人夫を徴用し馬を派遣して万里を転々と運ぶのは、甚だ無意味である。願い出たとおり、今後は玉隴哈什一箇所のみ従来どおり採掘するが、その他の哈拉哈什、桑谷樹、雅哈琅、圭塔克の四箇所はみな採掘を中止させ、いたわりの気持ちを示すように。将来、これらの場所で美しい玉石が産出されたら、再び上奏して採掘せよ。現在、玉石の私的な取り引きの禁止を弛めているが、おそらく商人らの中には四箇所の玉石を官が調達しなくなったことで、利益を貪ろうと目論み、回民と結託して勝手に採掘に行く者がいるだろうが、【従来どおりに】一律に禁止するべきである。該地の辦事大臣に命じて、毎年【三、四回】官員を調査に派遣し、禁令に反して勝手に採掘することを許してはならない。この命令を通達せよ。」命令に従い通達する。

・五月二十七日

No.540

臣永瑆、慶桂、董誥[61]、那彦成、戴衢亨[62]が謹んで、命令に従って議論した内容を上奏する。江寧布政使の孫曰秉による営田を作り保甲を編査するという上奏については、嘉慶四年五月十四日に、軍機王大臣が議論せよとの硃批を奉じた。孫曰秉は、「河南の南陽府、陝州、汝州から湖北の安陸府、襄陽府、鄖陽府、陝西の西安府、漢中府、商州、興州の一帯の数千里は、近年四川・湖北の教匪がここから蜂起し、民の住居が壊され、田地が荒れ果て、数千里あまりの土地がほとんど荒廃した空地となっている。河南、陝西、湖北の各省の総督、巡撫に命じて、この数千里の地方に営田を設置し、投降してきた民や逃亡してきた民がいれば調査し、郷里を遠く離れておらず、元の生活に戻れる者には食糧を与えて郷里に送るが、そのほかの者については、必ずしも本籍地に限らず、どこで身を投じようとも、その場所で一人ずつに住居費を与えて、草房を建てて居住させる。各々には主のいない田地二十畝を与え、さらに官から牛と穀物の種と食糧を貸し与えて、耕作させる。その土地が水田であれば川から水路で水を引き、旱地であれば水路を掘って井戸を掘り、山地で稲や麦の栽培に向かない場合は、トウモロコシや雑穀の栽培を認める。また人丁一人一人に責任をもって桑や楡や栗などの樹木を植えさせ、水に近い場所では池を掘って菱、蓮、魚、鴨、蒲、葦を育てて衣食の足しにさせる。郷勇らの場合は、本籍地に帰して従来どおりの職業に復帰させる者については論じる必要はないが、以前から遊民であって戻る場所のない者についてもまた、この数千里の土地の中にそれぞれ落ち着かせる。村ごとに五十家で一つの社を設け、高齢で農事に

61　董誥（1740-1818）。浙江省杭州府、富陽県の人。乾隆二十八年の進士。父親は乾隆半ばに工部尚書、礼部尚書を務めた董邦達。軍機大臣を嘉慶四年から嘉慶二十三年にかけて務め、嘉慶期の政権中枢を担った一人。

62　戴衢亨（1755-1811）。江西省南安府、大庾県の人。乾隆四十三年の進士。父の戴第元は乾隆後期に巡城御史、太常寺少卿を務める。軍機大臣を嘉慶四年から嘉慶十六年にかけて務める。

明るい者を選んで伍長とし、人数が増えて百家になったら、新しく伍長一人を設ける。五十家に満たない場合は別の村と合わせて社をつくり、土地が離れていて一緒にできない場合は、そのまま社を設けることを認める。田地を耕す戸については、田の側らに牌を立て、牌にどこの社の誰であるかを書いて、土地争いを防ぐ。教えに従わない者は、伍長が官に報告して懲罰する。管理を担当する官員については、当該地域の道員が総理し、府の経歴が分担する。あわせて試用されている官員や佐雑官を派遣して各処に駐留させ、彼らみずから監督、調査、統制を行わせて、毎月穀物を給する。成果が上がったら、佐雑の各官に対して破格の登用を行う。

また調査したところ、陝西、河南、湖北の三省で営田を行うべき場所のなかでは、鄖陽府がもっとも重要である。山も谷も深く、東は伏牛に、西は終南の州県に通じており、調査も行き届きがたいので、要害の土地を選んで巡検や千総、把総などの官を駐留させて防御し、統制できるようにしなくてはならない。農閑期には、武芸を磨かせる。耕作を請け負わせた田地については、三年以内にもとの所有者が帰って来たら、調査の上でもとの戸に帰し、三年経っても戻らない場合は、耕作者のものとして、規定額どおりに税糧を収めさせる。新たに開墾された山地でもともと税額が設定されていない場合は、永遠に課税を免じ、耕作者が借りた牛や穀物の種や食糧は、年限を決めて官に返させる。また湖北の宜昌、施南、四川の北川、東川などでも検討して同じように行う。

保甲を編成するのは盗賊を防いで良民を安定させるよい方法であるので、今後、州県に責任を持たせて、村ごとに戸数を数えて幾つかの甲にして、誠実な者を（村ごとに）一人選んで保長とし、一甲十戸の中でまた一人を選んで甲長とし、官に報告して任命することにしたい。十家の中では、紳士、軍民、僧尼、道士であるかを問わずに、男女の姓名と年齢、容貌、職業を書き出してリストにし、甲長に渡し、一人の遺漏もないようにして、調査に役立つようにする。甲内にもし逃走している盗賊をかくまう、密かに邪教を信奉する、職業を持たない、訴訟を唆すといったことがあれば、甲長は官に報告して捕まえてよい。もし事情を知りながら匿っていたことが明らかになれば、甲長も一緒に処罰する。また甲長に簿冊を一冊作らせ、甲内の人の出入りを調査させる。市鎮の住民で店を開き接客する者についても、また別に一冊を作り、姓名、年齢、本籍地、来歴を書き出して甲長に送って確認させる。もし来歴の怪しい者がいたら、ひそかに保長と甲長に伝えてその動向をうかがい、夜間には注意深く警戒し、次の日には早く出立させず、予期しない事態に備える。もし粗忽にも記載しておらず、他の地域で問題が発生し、店の宿泊リストに名前がないとわかった場合は、重く処罰する。船舶が停泊する場所でも同じように行う。保証書を出す時に金銭をゆする、差役に酒飯を供応する、名目のない雑多な取り立てをすることは、すべて厳格に禁止する。門牌や冊を造る紙については、州県官に養廉銀を寄附させることで対処し、民間に負担を押し付けてはならない。保甲を調査する時には、佐雑官を派遣してはならず、正印官に責任を持たせ、公務で郷村に行く時に、道すがら抽出調査をする。管轄する道員や知府にも責任を持たせて

厳しく調査させる。州県官が真剣に取り組み、功績を挙げた場合は、監督する上司は実態に基づいて推挙し、任期内に別に処分を受けた事柄があった場合は、特別に免責とする。もし任務を真剣に行わなかったら、ただちに弾劾罷免し、監督する上司が私情にとらわれて庇った場合は、重く処罰する」と述べている。

調べたところ、教匪は反乱を起こして以来、通過した場所で良民から略奪し、恣に脅迫しているため、良民は賊を畏れておとなしく従っている。何度も陛下の命令によって、各方面の軍営や総督、巡撫らに良民を帰順させてきた。近頃上奏されたところでは、帰順してくる避難民が相次いでいる。今、該布政使が称するには、南陽府、陝州、汝州、安陸府、襄陽府、鄖陽府、西安府、漢中府といった地域では、民居が破壊され、田地が荒れ果てているので、この数千里にわたる地方で営田を設置し、帰順・逃亡してきた民や帰る場所のない郷勇らを住まわせ、土地面積を計算して開墾させ、牛や穀物の種を貸し出して分割で返還させ、道員、知府、佐雑官などがその事務をそれぞれ掌るということである。また「鄖陽府の要所に下級の官員を増員し、統制の助けにしたい」とも願い出ている。これもまた民を救済する措置の一つである。ただ、以前に経略大臣の勒保が、反乱の被害者の慰撫について上奏した中で、逃げ出してきた人の年齢や性別を問わずに、一人あたり毎日食糧として米五合と旅費銀三分を与えて本籍地に帰し、到着した後は、地方官に命じて住居を明らかにさせて、附近の民寨に繰り入れ、草棚を設置する費用として一戸あたり銀五銭を給して居住させたいと願い出ている。また陝西布政使の馬慧裕が、被害者を本籍地に帰した後、慰撫するために行うべき事柄を列記して上奏したので、臣らはそれぞれ議論した上で陛下の許可を得て、実行するようにと通知している。民を慰撫するやり方は既に規定がある。ただそれぞれの地方官が地域の状況に合わせて適宜運用し、適切に慰撫すべきであり、また各省の事情は異なるので、画一化はできない。

もし営田を設置する時に、水田と陸田を分けて耕作させ、官が監督した場合、紛争やもめごとが増えるので、一律に施行するのは難しいだろう。伍長の役を設けて官兵を増員することは、賊の気配がようやく感じられなくなった地域においても慌てて行って、かえって弊害を招くべきではない。また保甲の調査については規定が厳しく定まっており、奸匪の調査、逮捕をしなかった官員は、もともと降級や免職といった処分を下すことになっている。もし即時に捕まえられれば、ただこの案件についてのみ失察の罪を免れるというものである。今、該布政使が上奏し願い出たのは、州県の責任で各村の中で戸数を数えて甲に分け、保長と甲長を選び、官に報告して任命するという案であるが、旧来の制度を行った方がよい。州県官で著しく成果を上げた場合に、管轄する上司が事実に基づいて推薦し、もし別に処分される案件があれば寛大に免責するという一節については、虚偽の報告や権利の乱用が必ず起こるので、断じて実行してはならない。該布政使が上奏した諸事項については、すべて議論する必要がない。私どもが審議した事情を上奏し、伏して陛下の判断を願う。謹んで上奏する。五月二十六日。嘉慶四年五月二十七日、命令を受けた。「その通りにせよ。」

・五月二十八日

No.543

嘉慶四年五月二十八日に内閣が命令を受けた。「勒保が「寧遠府知府の呉桂は任務を受けて夔州に行き、被災者の救済活動を展開したが、病のためになくなった」と上奏した。知府呉桂は軍営に参加してから、郷勇を率いて賊と戦い、しばしば顕著な功績をあげた。今、積み重なった労苦により病となり、にわかに亡くなったのは、まことに憐れむべきである。特別に道員の職銜を加えるので、道員の職銜を持つ者の事例に照らして恩典を与えよ。」

No.544

軍機大臣が湖広総督の倭に伝える。嘉慶四年五月二十八日、命令を受けた。「祖之望が胡斉崙を審理した一案において、わざと対応を遅らせて、立場を取り繕い、うやむやにしようとしたその過ちは甚だ重い。先頃、軍機大臣に命じて胡斉崙と朱謨を尋問させた。胡斉崙は軍事物資の帳簿を管理していた。祖之望はあらかじめ調査して役所内に帳簿を保管しておかなかったばかりか、審理を始めてからも、胡斉崙に帳簿を携帯させていた。さらに京師に護送する時になって、【胡斉崙は】始めて道書の易履吉に帳簿を保管させた。これは従来、類例のないやり方である。先頃に祖之望が回答したところによると、なお胡斉崙の財産を没収した時に、印章と領帳を使って全て保管しており、胡斉崙が省に到ると、携帯していた帳簿を提出させたのことである。上奏の内容と軍機大臣が胡斉崙を取り調べた際の供述が合わず、明らかに口実を設けて取り繕っている。また朱謨は胡斉崙とともに軍事物資を処理しており、この案件において重要な証人である。今、朱謨が供述したところでは、省に到着して三ヶ月になるのに、祖之望はまったく彼に訊問しなかったということである。さらに朱謨を京師に送った時には、胡斉崙と対面させて尋問するのであるから、規定では二人を別々に送るべきである。祖之望は刑部の官員の出身であり、この規定を知らぬはずはないのに、二人を一緒に送り、道中で互いに口裏合わせをさせたのは、まことに職務怠慢である。祖之望は現在すでに解任され、京師に呼んで朕の命令を待たせている。倭什布に命じて、以前の命令に従い、景安と祖之望が事情を聞いて賄賂を受け取った、事柄を矮小化するといった弊害があったのかどうか、ひそかに調査して上奏せよ。祖之望の回答は、倭什布に渡して閲覧させよ。また胡斉崙が夾河洲で投降してきた民を勝手に殺したという一件については、現在、義勇兵のリーダーであった候補知県の蕭応登と、守備の職銜を持つ武挙人の王徳洋らが証人となりうる。倭什布に命じて人員を派遣し京師に来させて、取り調べに備えよ。この命令を通達せよ。」命令に従い通達する[63]。

63　No.479では湖広総督の倭什布に胡斉崙の調査命令が送られ、No.480では祖之望の調査の遅れを叱責している。さらにNo.482、483には胡斉崙と朱謨の取り調べが一問一答形式で記されている。

No.545

臣らが、再び胡斉崙と朱謨を訊問した。胡斉崙は軍事物資の帳簿を管理していたが、祖之望はただその帳簿をあらかじめ調査して役所内に保管しておかなかったばかりか、審理を始めてからも、すべて胡斉崙に携帯させており、京師に護送する時になって、やっと道書に保管させた。これは従来類例のないやり方である。また、朱謨は京師に送り胡斉崙と対面させて尋問する犯人であり、規定では二人を別々に送るべきである。祖之望は刑部の官員の出身であり、この規定があるのを知らぬはずはないのに、二人を一緒に送り、道中で口裏合わせをさせたのは、まことに職務怠慢である。胡斉崙と朱謨の供述を提出して御覧に呈するほか、布政使の祖之望を併せて弾劾すべきである。謹んで上奏する。

・五月二十九日

No.550

軍機大臣が広西巡撫の台[64]に伝える。嘉慶四年五月二十九日、命令を受けた。「台布が「安南国王の阮光纘に代わり、例年の朝貢時に持参する表文（上奏文）を進呈したい」と上奏した。付随していた紙片では、「かの国王は三月二十八日に先帝の遺詔を奉じ、現在、表文を作成したので、使臣を拝礼に遣わしてきた」と記されていた。安南国王の阮光纘は位を継いだ後、たびたび恩を蒙っており、いま遺詔に接して、使臣を京師の拝礼に遣わすのは、当然ながら真心によるものであろう。しかし先帝の柩は九月に山陵に移すことになっている。もしかの国王が使臣を遣わして拝礼に来ても、京師に到る時には永遠に安葬された後になり、遠方よりきても徒労となってしまう。台布に命じて、かの国王には必ずしも使臣を拝礼のために京師に遣わさなくてよいと伝えさせよ。今回、嘉慶五年の定例としての朝貢の前倒しについては、もしかの国の使臣をすみやかに京師に送り届けたとしても、現在は先帝が崩御してから二十七ヶ月の内に当たっているため、朝賀は受けないし、宴席も止めているので、京師に来るのは不適当である。今回の嘉慶五年分の定期の朝貢の前倒しは、先に行うべきであった分と合わせて、嘉慶七年の朝貢時にまとめることとし、遠藩をいたわる意思を示すように。また台布に命じて、ただちにかの国王に通知して、さらに当該の使臣にも伝え知らせ、ともに従わせるように。この命令を通達せよ。」命令に従い通達する。

No.551

臣等が礼部に、世宗憲皇帝が亡くなった時に、安南国王が京師への拝礼に使臣を遣わしたかどうかを調査させた。礼部の回答では、かの国王は使臣を京師に遣わしていないとのことであった。臣等は謹んで、台布に伝える陛下の命令文を起草して上奏する。五月二十九日。

---

64 （奇普褚特）台布（1734-1805）。蒙古正藍旗人。嘉慶四年の広西巡撫で、この後に陝西巡撫、西寧辦事大臣を務める。

・五月三十日

No.553

嘉慶四年五月三十日、命令を受けた。「歩軍統領衙門が、「陝西の呉堡県の民人慕天清が京師に来て、該県の官吏が勝手に常平倉の穀物を売り、別に食用に堪えない米を買い、それを貸し出して金銭で返還させて、利益を仲間内で分配していると訴えでてきた。そのため陝西巡撫に審理させてほしい」と上奏した。該県の官吏が常平倉の穀物を勝手に売り、金銭に換えて分け前を得ていたことについては、もしその訴えが事実ならば、当然厳しく対処するべきである。永保[65]は現在、兵を率いて賊匪を討伐しており、この案件を処理する暇がない。この案件は布政使の馬慧裕[66]に命じて、証人を集めて公平に審理し、処罰案を定めて上奏させよ。原告の慕天清はすでに刑部に引き渡して、規定に従い護送している。歩軍統領衙門の上奏文を馬慧裕に渡して閲覧させよ。この命令を通達せよ。」軍機大臣が命令に従い、陝西布政使の馬慧裕に通達する。

No.557

嘉慶四年五月三十日、内閣が命令を受けた。「台費蔭[67]はかつて錦州副都統の任にあった折、荘頭の許五徳が和珅に土地を送った一件について、事情を聞いて迎合し、紅冊に記載される官地でありながら、ごまかして戸部に報告して名義を変更した。台費蔭には事情を明らかにして回答するよう命じたが、未だに実情を上奏してきていない。本日また刑部が弾劾して台費蔭を解任し、軍機大臣にゆだねて刑部とともに訊問したが、まだなおすべての事情を吐露しようとせず、その罪は逃れがたい。和珅の勢力が盛んな時、内にあっては九卿から、外にあっては総督、巡撫まで、阿諛追従する者が多かった。その当時、台費蔭はただ【錦州の】副都統であったので、深く追求するには値しない。付け届けについて論じても、自ずから塩政、織造、関差などが多く、台費蔭は多額の賄賂で取り入ることはできなかった。朕は和珅の一案を処理した後、かつて命令を下して、罪に問われるのは和珅一人であり、【常日頃から付き従い仲間になっていた者については】巻き添えにしないとした。たとえ和珅に賄賂を贈って付き従った者であっても、誤りを認め悔い改めることを許しており、過剰な処分をしているわけではない。台費蔭がもしこの案件の経緯について事実を明らかに述べれば、その罪は和珅の勢力を畏れて迎合しただけであり、罪を赦して議処として懲戒の意を示すことができる。たとえ吏部の議論によって免職となっても、特別に留任させるか、または薩彬

65 （費莫）永保（[1747]-1808）。満洲鑲紅旗人。嘉慶四年の署陝西巡撫で、白蓮教反乱の鎮圧に従事する。嘉慶期には雲南巡撫、広東巡撫、両広総督を務めた。

66 （清）馬慧裕（？-1816）。漢軍正黄旗人。乾隆三十六年の進士。嘉慶四年から嘉慶五年の陝西布政使で、嘉慶期には湖南巡撫、河南巡撫、湖広総督などの地方大官を歴任する。

67（伊爾根覚羅）台費蔭（？-1803）。満洲正黄旗人。乾隆五十六年から嘉慶二年の錦州副都統。

図のごとく筆帖式に降格させて、自ら悔いあらためる道を与えるか、【いずれも懲戒の意を示すに足る】。しかし台費蔭は故意にねつ造し、兆麟らが出頭して供述して事実関係が明らかになっているのに、なお始終事実を認めず、言語も不明瞭である。徹底して取り調べず、曖昧なままにするなど、どうして重要な案件に決着をつけない道理があろうか。台費蔭は免職とし、刑部に身柄を引き渡す。以前より取り調べていた軍機大臣に命じて、刑部とともに兆麟、陳興や関係する証人を集めて、厳しく審理して、処分案を定めて上奏せよ。」

『仁宗睿皇帝実録』巻45

内閣に命じる。「蘊端多爾済[68]らが「ロシア辺界の卡倫について、陛下の命令によって官員を派遣して、常に巡邏させたい」と上奏してきた。ロシアはキャフタの先にあり、交易をして交流すること長きにわたり、オイラート、カザフとは比較にならない。卡倫を設置するとき、侍衛を派遣して巡邏しなかったことにも、深意があった。ましてや、以前に拉旺多爾済[69]らが庫倫での要務に備えるため、台吉額璘沁喇布坦ら四名を派遣して生まれた空位も、未だ補充していない。今、先帝が逝去され、朕が親政を始めた。ロシアの卡倫に多くの官員を派遣して、次々と巡邏させれば、相手の疑心を招くだけでなく、甚だしい場合は朕が該地方に思惑があるのではないかと疑われることになり、話にならない。蘊端多爾済らは、どうして今までこの点に気づかないことがあろうか。派遣候補にあがっている八名のうち、物事に通じている四名を選んで、派遣に備えさせるように。もし派遣した官員が問題を起こせば、蘊端多爾済らの責任である。

また、卡倫に駐屯する扎薩克の台吉らに、花翎を賞賜して激励の意を示したいと上奏があった。これも行ってはならない。以前に蒙古が受け取っていた花翎と黄色の馬掛は、みな先帝の狩りに従って奮闘し、そうして始めて特別に賞賜されたものである。もし卡倫を巡邏するといった事柄で花翎の賞賜を求めるなら、駐屯している大臣らも、官兵を訓練したことで賞賜にあずかるのか。さらに特別な賞賜は、皇帝から行うものである。どうして、管轄する大臣らが勝手に恩を売って彼らのために賞賜を求めるような道理があろうか。もし卡倫に駐屯している台吉らがみな奮勉したのなら、蘊端多爾済らは、彼らを喀爾喀と一緒に順番に狩りに参加させて、朕が確認の上で特別に賞賜するのを待たせればよい。恩を売ろうというような陋習は、強く改めるべきである。この命令を通達せよ。」

『仁宗睿皇帝実録』巻45

今月。費淳に密かに知らせる。「朕が思うに、民を安んじるにはまず賢者を任用しなくて

68　蘊端多爾済（1766-1827）。蒙古、土謝図汗（トシュート・ハン）部。乾隆後期に蒙古辦事大臣となり、道光七年に亡くなるまでこの職を務めた。

69　（博爾済吉特）拉旺多爾済（？-1816）。蒙古、賽因諾顔（サイン・ノヤン）部。

はいけない。弊害を除くには、先に貪婪な官員を去らせなくてはいけない。汝は品行方正であるが、部下の人事評定は寛大に過ぎる。もし陰功を積んでいると考えているなら、大きな誤りである。一人の貪婪な官員を除けば、大勢の人の幸福となる。一人の賢臣を登用すれば、地方全体が恩恵を受ける。これによって積まれた陰功よりも、大きなものがあろうか。汝は朕が列挙する賢愚様々な官員について、注意深く観察し、事実に基づいて陸続と報告せよ。朕に迎合して、是非を逆転させてはならない。内密にせよ。蔣兆奎が職務に真剣に務めており、付け届けを受け取っていないというのは確かであるか。康基田[70]は品行方正であるが、やや独断専行の性格であるので、微山湖の水門工事を任せるべきではないように思う。述徳[71]は仕事ぶりがいい加減で、汚職をしている。南河の水位上昇に対する工事費用は銀三百万両余りになり、彼が管轄しているので、横領は免れないであろう。王秉韜[72]は老練であり、有能で品行方正である。方昂[73]は江蘇江寧塩道であった時、非常に民心を得ていた。許兆椿[74]は清廉潔白で、訴訟も厳しく公明正大におこなう。譚大経[75]は廉潔で民を愛し、声望がある。張永浙[76]は貪婪で驕り高ぶっている。これらはみな風聞であるから、汝は細心の注意を払って確認し、優れた人物は推薦して、劣員は弾劾せよ。特に命じる。」

ついで報告した。「賢人を登用し小人を退け、官吏を監察し民を安んじるのは、総督や巡撫が優先すべき務めである。もし貪婪な官吏を寛大に扱い、陰功を積もうと願うなら、一家が哭することになる。一路の民が哭すれば、どれほどの状況となろうか。その咎はさらに重い。」命令を受けた。「このことを知っているなら、物事に上手く対処できないのではないかと心配する必要はない。従来より、寛大さと厳しさは互いに助け合うものであって、偏ってはいけない。民が寛大さに狎れて政治を侮るようになれば、更に多くの事柄が損なわれてしまう。」また蔣兆奎ら各員の賢愚について上奏した。朱批を受けた。「上奏を見たが、非常に詳細であった。総じて公平無私に探るようにせよ。寛大にすぎないように戒めるべきであるが、厳しすぎてもいけない。ただ中庸をとり私心がなければ、必ず成功する。励むように。」

70　康基田（[1732]-[1813]）。山西省太原府、興県の人。乾隆二十二年の進士。嘉慶四年の江南河道総督。嘉慶期には広東布政使、江寧布政使を務める。

71　述徳。生卒年不詳。満洲正黄旗人。嘉慶四年の江蘇按察使。

72　王秉韜（[1730]-1802）。漢軍鑲紅旗人。この時は安徽廬鳳道で、後に河南布政使、河東河道総督を務める。

73　方昂（1740-1800）。山東省済南府、歴城県の人。乾隆三十六年の進士。嘉慶四年の江蘇布政使。

74　許兆椿（1748-1814）。湖北省徳安府、雲夢県の人。乾隆三十七年の進士。嘉慶四年の江寧府知府で、嘉慶期には江西按察使、浙江按察使、漕運総督、貴州巡撫を歴任する。

75　譚大経。経歴は不詳。

76　張永浙。生卒年不詳。江寧県知県であったが、嘉慶五年に解任されている。（『仁宗睿皇帝実録』巻69、嘉慶五年六月初九日）。

・正月二十日

『仁宗睿皇帝実録』巻38

また命じる。人を大勢集めて争乱を起こした教匪らは、みな官吏に迫害されて反乱を起こしたと口にしている。昨年冬、首領の王三槐を取り調べた時、供述書の中にまたこの語があった。朕はこれを聞いてとりわけ心を痛め、しばしの間処刑を停止した。我が国家は百数十年の間、温情と仁愛の心を広く行き渡らせた。先帝が皇帝位にあった六十年の間、民の生活を思わない時はなく、その苦しみを胸に抱いたので、何度も天下の銭糧、漕糧を免じ、極めて手厚い救済もした。深い恩愛の情によって、民草を慈しんだのである。朕は先帝の後継者となってから、日々兢々として傷を負った者のように民を見ている。一人でも安心して生活できなければ、日夜深く心に留めるのに、どうして数省の民に戦禍を蒙らせることができようか。人々は幸運にも繁栄の時代に遭えば、平和な暮らしを楽しむものである。もしやむを得ない状況に追い詰められたのでなければ、どうして身家を顧みずに蜂起に参加しようか。総じて民に親しまねばならない官吏が朝廷の徳意を体現せずに、様々な手段で民の財産を奪い尽くしたがために、争乱が生じて今日の状況に至ったのである。

ただし州県が小民の財を奪ったのは、その全てで自身の私腹を肥やすためだけではなく、大半を上司に送り届けるためである。総督や巡撫といった大官が部下に金銭を要求したのは、貪婪な心を満たすためだけではなく、和珅と結びつこうとしたために他ならない。この幾層もの搾取は全て和珅一人のために生じたものであり、無窮の苦しみは我が民草が受けている。このことに思いを致すと、心を痛めないわけにはいかない。故に和珅に自殺を命じ、国法を明らかにして、人々の恨みを晴らしたのである。現在、巨悪は既に去り、綱紀も粛正された。現場の状況も朝廷にまで届くようになっている。各省の官吏が各々忠誠を尽くして積習を改めれば、民が害を蒙ることもなく、各々生活していくことができる。さらに教匪が蜂起した当初、その醜い仲間は多くはなかったが、至る所で良民を脅迫し、彼らを使役していった。教匪の勢いが盛んであった頃は、村々に突入して略奪を行ったのであるが、それに従わなければすぐに惨殺され、従えば暫くの間生き延びることができた。愚かな民が死を恐れて生にすがり、拉致されているのだ。これは小民のやむを得ない苦しみであり、朕もこのことをよく知っている。教匪が湖北の北部で蜂起してから、河南、四川、陝西まで広がってしまい、往来を繰り返すなかで、その害悪のために村落は廃墟となった。我が民で蹂躙された者はどれほどになるかわからない。しかるに教匪は官兵に遭遇すると、民を脅して前線で抗わせており、官兵に惨殺された者もまたどれほどになるかわからない。父親兄弟、親族が殺害され、或いは妻妾や子女が誘拐されたなら、いやしくも人の心がある者なら、切歯扼腕しないではいられない。教匪の暴虐を恐れて、あえて怒りを表に出さないのだ。現在、軍規は粛清され、勇躍進軍している。著名な首領は間もなく捕縛されるであろう。哀れむべきは脅されて従っている人々である。皆朕の赤子であり、誅するのには忍びない。従来、官兵には反逆者を討伐するよう命じているだけであり、良民を誅殺する道理は断じてない。特に明

示する。各方面の教匪に従っている良民については、もし自身の罪を悔いて首領を捕縛したならば、処罰を免じるだけでなく、前年に湖南で投降してきた苗匪呉隴登のように特別な恩賞を与えてもよい。そうでなくとも、軍中から逃亡した者、戦闘に際して投降した者もまた必ず郷里に送り返し、落ち着いて生活させる。もし過ちを悟らないまま、我が軍の至るところで命を落としたなら、後悔しても取り返しはつかない。勒保に命じて、この命令を四川、陝西、湖北、河南の各地方に周知させて、皆に朕の意思を知らしめよ。

おわりに

最後に、嘉慶四年五月にどのような命令が出されたのか、それが如何なる意味を持つのか、幾つかの論点について簡単な解説を加えておきたい。

嘉慶帝は和珅に自殺を命じるとともに、排除の対象を拡大しないと明言していた。都察院左都御史であった呉省欽は嘉慶帝によって免職となったが（No.45、52）、その兄である呉省蘭については、詹事府の右春坊右中允として復職させたのである（No.457）。ただし乾隆末に呉省蘭は右春坊右中允を務めており、復職といってもかつてのキャリアに戻ったことになる。工部右侍郎を務めていた経験もあり、本来であれば尚書まで昇進する道もあったが、この後は復権することはなかった。

人事に関連して興味深いのは、阿迪斯が「大学士阿桂の子であることを考慮して、特別に都察院左都御史を命じ」られている点である（No.532）。また阿桂の息子であり、早世した阿思達の妻、那拉氏が旌表の対象となっている（No.470）。この阿思達と那拉氏の間に生まれたのが、嘉慶帝の腹心ともいえる那彦成であった。勿論、阿桂に連なるからといって政府内での地位が安定するわけではなく、阿迪斯は嘉慶五年から七年にかけて伊犁に流されている。しかし嘉慶帝の親政開始当初において、阿桂の功績がいかに評価されているか、また人事において阿桂系列の者たちの優遇ぶりをうかがわせる事例である。

嘉慶帝が「広開言路」を命じた後（No.18）、数多の建言が提出された。「広開言路」は和珅排除を正当化するための一政策でもあったが、荒唐無稽な内容のもの、取るに足らない内容のものも多かった。こうして嘉慶帝は、言路のコントロールを図ろうとする（No.458）。親政を始めたばかりの嘉慶帝にとって、言路のコントロールは一貫して課題であり続けた。これは洪亮吉処分にまでつながっていく問題であり、今後もフォローしていく。

「広開言路」とならび、嘉慶期のキーワードとなるのが「官逼民反」である[77]。五月には、付加税の過大徴収によって失脚した湖南巡撫の鄭源璹について、役所内での芝居上演や、役所内にいる一族や使用人の数が問題とされている（No.515）。これもまた「官逼民反」の強

77　山田賢「「官逼民反」考　嘉慶白蓮教反乱の「叙法」をめぐる試論」（『名古屋大学東洋史研究報告』第25号、2001）。

調という政治的文脈のなかに位置づけられるものである。同時に嘉慶帝は、盛京の夏園行宮の撤去を命じ、自身の節制ぶりもアピールしている（No.531）。和珅に自殺を命じる際は、軍事報告の隠ぺいが直接の理由とされたが、その後は和珅に起因する「官逼民反」の強調へと言説が変化していく。No.515はその一例といえよう。

嘉慶帝は正月十九日に、葉爾羌から京師までの玉石の運搬を取りやめるよう指示していた。五月になり、葉爾羌、和闐での玉石の取り扱いに大きな変化が生じている。玉石の自由な売買を認めたのである（No.503）。葉爾羌、和闐での玉石の採掘については、嘉慶期の西北政策を踏まえたより詳細な検討が必要となるだろう。

本研究は、JSPS科研費17K13548、JFE21世紀財団アジア歴史研究助成、新潟大学人文社会科学系研究プロジェクト支援経費の助成を受けたものである。